

令和6年度末の退職に

① 退職後の医療保険制度について

令和7年3月31日付けで退職される方が、退職後に加入する健康保険については下表を参考にしてください。

	退職後の状況	加入する健康保険
A	再任用フルタイム勤務職員	公立学校共済組合青森支部
B	臨時的任用職員（臨時講師、臨時事務職員等）	
C	非常勤職員 （週20時間以上、月額88,000円以上、2カ月を超えて任用） （スクールサポートスタッフ等）	
D	健康保険制度適用の職場に再就職（私立学校職員、民間会社等）	再就職先の健康保険
E	再就職しない 再任用短時間勤務職員 非常勤職員（Cを除く）	- 公立学校共済組合青森支部の任意継続組合員 - 国民健康保険 - 家族の被扶養者

任意継続組合員制度について

退職日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者が、退職日から起算して20日以内に共済組合に申し出ることにより、最長で2年間、医療費等の短期給付について、在職中とほぼ同様の適用を受けることができる制度

令和7年3月31日付け退職者について

申出書の提出期限までに「申出書」を提出していない方についても、状況が変わった（再就職しないことになった等）場合は、随時受け付けますので、所属所事務担当者まで申し出てください。**最終期限は、令和7年4月18日（金）**です。

（ 詳細は、各所属所へ通知した、令和7年2月3日付け青教職共第533号「令和6年度末退職予定者に係る退職後の医療保険制度及び任意継続組合員申出について」をご覧ください。 ）

② 年金関係手続きについて

1 定年、勤奨及び自己都合（普通）退職者

「退職届書」を提出してください。

「退職届書」を提出することで、将来の年金決定に必要な組合員期間や標準報酬等が登録されます。登録が完了した方は年金待機者となります。

年金待機者の方へは、支給開始年齢に達する約2～3カ月前に当共済組合や他の実施機関（共済組合、日本年金機構、私立学校振興・共済事業団等）から請求に関する書類が送付されます。

※原則として、請求に関する書類は、最後に加した実施機関から送付されます。

2 再任用フルタイム勤務終了者及び臨時講師等（短期組合員を除く）

生年月日等で手続きが異なることから、所属所で取りまとめの上、「任用終了報告書」を提出してください。後日、関係書類を送付します。



年度末は退職及び任用終了する方が集中することから、年金関係手続きにおいて漏れないようお願いします。